

令和6年度・7年度河川愛護モニター応募要領

国土交通省甲府河川国道事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力のもとで、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及、啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しています。

引き続き河川行政における地域との交流が重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として令和6年度・7年度の河川愛護モニターを以下のとおり公募します。

1. 活動内容

モニターは、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄の不法行為者等に対し直接注意又は指示して、是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は別添「河川愛護モニター心得」のもとに次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1ヶ月に一度の定期報告と随時）することが主な目的です。

- ① 近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合。
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川管理上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について異常を発見した場合。
- ④ 特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動につとめて頂きます。

2. 活動範囲（以下の①から⑦のいずれか1カ所です。「河川愛護モニター活動区間」参照）

- ① 釜無川 武田橋～開国橋
- ② 釜無川 開国橋～富士橋
- ③ 笛吹川 岩手橋～石和橋
- ④ 笛吹川 石和橋～JR身延線鉄橋
- ⑤ 富士川 富士橋～富山橋
- ⑥ 富士川 富山橋～万栄橋
- ⑦ 富士川 内房橋～富士川河口

3. 応募資格

富士川・釜無川・笛吹川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、富士川・釜無川・笛吹川の活動範囲の近隣に在住する方（河川よりおおむね5km以内）。

4. 委嘱方法と任期

富士川河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただき、身分証明書を発行します。任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間です。

下記の場合は、任期内においても委嘱を解除することがあります。

- ・連絡がとれなくなった場合。
- ・応募資格を満たさなくなった場合（川に接する機会がない、河川愛護に関心がない、活動内容を実行できないなど。）
- ・その他、河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

5. 募集人員

各活動範囲毎に各1名程度

6. 手当

実費相当を支給致します。（参考；前は月額4,500円）

7. 選考方法

- ① 所要の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会長等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢、地域構成等を勘案して選考します。
選考は、甲府河川国道事務所（に設ける選考委員会）により実施します。
- ② 所要の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任します。
- ③ 選考結果は郵便にて応募者に通知します。

8. 応募方法

別添「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入の上、令和6年5月7日（火）までに応募先に郵送またはFAXで応募して下さい。6月下旬までに選考結果を応募者あてに発送します。

9. 応募先

甲府河川国道事務所

河川管理課 河川愛護モニター担当 あて

住 所 〒400-8578

山梨県甲府市緑が丘1-10-1

電 話 055-252-8888

F A X 055-252-8891